

島敷町・四拾貫町・三次町（一部）で
合併処理浄化槽から公共下水道へ切り替えた皆様

申請期限
令和10年3月末まで

1年間の下水道使用料の減免が受けられます

下水道供用開始前に先行的に汚水処理のため合併処理浄化槽設置に係る費用負担をし、供用開始後に公共下水道に切り替えていただいた方の二重負担の軽減と公共下水道への早期接続のため、下水道使用料の減免制度を創設しました。

この制度創設に際し、対象区域内においてすでに合併浄化槽から公共下水道への切り替えがお済みの方も、申請により1年間の下水道使用料の減免が受けられますので、申請期間内にお忘れなくお手続きいただきますようお願いいたします。

減免の対象となる方

下記の「減免の対象区域」において、次の①および②の要件を満たす方が減免の対象となります。

- ① 令和7年3月31日までに、既存の合併処理浄化槽から公共下水道へ切り替えた方
- ② 市税等の滞納のない方

申請期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

減免の対象区域

色付けで示した範囲が減免の対象区域となります。



申請方法

以下の必要書類をご用意のうえ、三次市建設部下水道課へ申請してください。

【必要書類】

- ・公共下水道使用料等減免申請書
- ・個人情報閲覧承諾書

必要書類は、三次市ホームページからダウンロードいただくか、三次市下水道課へお問い合わせください。



下水道使用料の減免額

1年間の下水道使用料の全額が免除となります。

【使用水量ごとの減免額の例】（消費税込み）

使用水量 (月)	使用料 (月額)	減免額 (1年間)
0～10m ³	1,485円	17,820円
15m ³	2,695円	32,340円
20m ³	3,905円	46,860円
25m ³	5,115円	61,380円

実際の使用水量については、水道の検針時に配付される検針票をご確認ください。

三次市 建設部 下水道課 管理係

お問い合わせ

住所：三次市三次町501番地（寺戸浄水場2階）

電話：0824-62-6151 FAX：0824-62-6356

E-mail: gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp